

香川県報



第 34 号

平成 15 年

5月2日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県駐車場規則の一部を改正する規則

（総務学事課）

一

告 示

○有害凶書の指定

（青少年・男女共同参画課）

二

○児童福祉法の規定による事業者の指定

（障害福祉課）

二

○平成十五年定期種雄畜検査の実施

（畜産課）

二

○道路の供用開始（四件）

（道路保全課）

四

○公有水面埋立工事の竣功認可

（港湾課）

四

○道路の位置指定（二件）

（建築課）

四

公 告

○落札者等の公示

（広聴広報課）

六

○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課）

七

○土地改良事業の認可

（土地改良課）

七

○土地改良事業の同意

（ ）

七

○土地改良区の定款の変更の認可（二件）

（ ）

七

○県営土地改良事業計画の決定

（ ）

八

○県営土地改良事業計画の変更（二件）

（ ）

八

○県営土地改良事業の廃止

（ ）

八

○基本測量の終了の通知

（土木監理課）

八

○香川県都市計画公聴会の開催の取り止め

（都市計画課）

九

○都市計画変更の案の縦覧

（ ）

九

○落札者等の公示（二件）

（会計課）

九

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施

規 則

香川県駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十九号

香川県駐車場規則の一部を改正する規則

香川県駐車場規則（平成五年香川県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書及び別表第一号の表備考中「午後十時」の下に「（香川県玉藻町

駐車場にあつては、午後十一時）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

香川県告示第二百七十二号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の凶書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	指定年月日	種別	凶 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
59	平成十五年四月十一	雑誌	BOMBER NUMBER-024 5月号	08513-05	（株）ベスト セラーズ	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長す
60		雑誌	ザ・ベスト MAGAZINE No. 228 5月号	14003-5	〃	
61		雑誌	ザ・ベスト MAGAZINE special NUMBER-118 5月号	14077-5	〃	

62	CD-R 0M付 雑誌	@BUBKA DX VOL.3 別冊「ゾカ」5月号増刊	08024-5	(株)コアア ガジン
63	雑誌	@BUBKA 「ゾカ」5月号増刊 vol.22	17886-5	〃
64	雑誌	Dr. ピカッ No.98 5月号	06635-05	(株)パハ ウス
65	雑誌	GOKUH No.142 5月号	03797-05	〃
66	雑誌	ビデオボーイ No.229 5月号	07679-5	(株)英知出 版
67	雑誌	Bejean Vol.114 4月号	17645-4	〃
68	雑誌	海賊 No.1 5月号	02461-5	(株)竹書房
69	雑誌	ベストカメラ NO.233 5月号	17941-5	(株)少年画 報社
70	雑誌	Colorful PURE GIRL 5月号	02601-05	(株)ビプロ ス
71	雑誌	裏モノ JAPAN 5月号	01805-5	鉄人社
72	雑誌	PENTHOUSE JAPAN 5月号	07933-5	(株)文化社
73	雑誌	DXビデオ情報&DVD 5月号	06463-05	(株)永田社
74	雑誌	別冊「ソント Magazine Bang」5月号増刊	18386-05	(株)マガジ ン マガジン
75	雑誌	Ja・PANG I 「ドンキホーテ」のパチンコ天国 5月号増刊号 VOL.2	06746-05	(株)英和出 版社

少年等青少年の福祉を阻害するおそれがある。

76	TOP SPEED vol.032 5月号	06837-05	(株)サン出 版
77	KETTAI BANDITS vol.23 5月号	13319-5	ミリオン 出版 (株)
78	月間「ササビ芸能」 5月号	17901-05	(株)徳間書 店

●香川県告示第二百七十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 〇〇〇一三二 三〇	丸亀さんさん荘 丸亀市土器町東四 丁目一番地	丸亀さんさん荘 社会福祉法人うぶ すな会 丸亀市土器町東六 丁目八七番地	平成十五年 四月一日	児童短期入所

●香川県告示第二百七十四号

香川県種雄畜検査条例（昭和二十九年香川県条例第五十号）第四条第一項の規定による平成十五年度の定期種雄畜検査を次のとおり行う。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

検 査 期 日	検 査 場 所	備 考
平成十五年五月九日 午前十時から	山本町	飼育場所を巡回し、 検査する。

●香川県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二日から同年五月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 大野原川之江線（九号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊郡大野原町大字五郷田野乃字下美田乙七番八地先から	一四・〇	三〇九	平成十一年香川県告示第九十二号で変更した区域の一部
三豊郡大野原町大字五郷田野乃字下美田乙二番一地先まで	五四・六		
三豊郡大野原町大字五郷田野乃字下美田乙一九番二二地先から	二二・五	二四〇	
三豊郡大野原町大字五郷田野乃字美田乙二番一地先まで	四五・〇		

四 供用開始の期日 平成十五年五月二日

●香川県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二日から同年五月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 紫雲出山線（二百三十二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊郡詫間町大字大浜字灘乙四四六番一地先から	一六・〇	九〇	平成十一年香川県告示第七十一号で変更した区域
三豊郡詫間町大字大浜字灘乙四四六番一地先まで	四九・〇		

四 供用開始の期日 平成十五年五月二日

●香川県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二日から同年五月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 大浜仁尾線（二百三十四号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊郡詫間町大字大浜字灘乙四四六番一地先から	五・三	三〇	平成十一年香川県告示第七十二号で変更した区域
三豊郡詫間町大字大浜字灘乙四四六番一地先まで	七六・〇		

四 供用開始の期日 平成十五年五月二日

●香川県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年五月二日から同年五月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 小菘前田東線（四十二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町田中字東石塚五一四四番二地 先から 木田郡三木町氷上字川原四〇五〇番四地先 まで	一・一〇 一八・五	五九〇	平成六年香 川県告示第 百十七号で 区域変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十五年五月二日

●香川県告示第二百七十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

その関係図書は、丸亀市建設課において平成十五年五月二日から十年間縦覧に供する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 竣工認可年月日

平成十五年四月二十二日

二 竣工認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事 真鍋武紀

三 埋立区域

1 位置

丸亀市富士見町二丁目九九七番一九九、九九七番二〇〇、九九七番四一九、九九七番四一八、九九七番一四、九九七番四〇〇、九九七番三八四、九九七番八及び九九七番四三八に接する無番地並びに九九九番五五、九九九番三一及び九九九番三〇に接する水路に隣接する無番地地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ平成九年の秋分の満潮位（D・L・十三・四二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点丸亀城（北緯三四度一七分八・七二四二秒、東経一三三度四七分五九・九三四七秒。以下「基点」という。）から三五四度二七分〇三秒 一、四九三・二〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二三七度五三分一三秒 六・七七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二三七度五四分四五秒 一〇・一五メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一二度五五分二八秒 〇・六一メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から五八度〇四分〇五秒 一・七四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一二度五五分二八秒 〇・六一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三三七度五三分一〇秒 一九・九四メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二八三度〇二分三六秒 〇・六二メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二三八度〇五分五七秒 一・七四メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二八三度〇二分三六秒 〇・六二メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三三七度五四分五二秒 一九・九六メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一二度三九分三六秒 〇・六二メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から五七度二六分四三秒 一・七四メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一二度三九分三六秒 〇・六二メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三三七度五四分三四秒 一九・九四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二八二度三九分〇二秒 〇・六一メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二三七度二八分一四秒 一・七四メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から二八二度三九分〇二秒 〇・六一メートルの地点

①9の地点	①8の地点から三二七度五四分〇〇秒	二〇・〇〇メートルの地点
②0の地点	①9の地点から一三度二三分四九秒	〇・六一メートルの地点
②1の地点	②0の地点から五八度五二分〇三秒	一・七五メートルの地点
②2の地点	②1の地点から一三度二九分一八秒	〇・六一メートルの地点
②3の地点	②2の地点から三二七度五六分一三秒	一九・九八メートルの地点
②4の地点	②3の地点から二八二度四〇分一六秒	〇・六一メートルの地点
②5の地点	②4の地点から三三七度二二分〇三秒	一・七四メートルの地点
②6の地点	②5の地点から二八二度四〇分一六秒	〇・六一メートルの地点
②7の地点	②6の地点から三二七度五七分〇三秒	一九・九八メートルの地点
②8の地点	②7の地点から一二度五二分五八秒	〇・六一メートルの地点
②9の地点	②8の地点から五七度五二分五四秒	一・七二メートルの地点
③0の地点	②9の地点から一二度五二分五八秒	〇・六一メートルの地点
③1の地点	③0の地点から三二七度五五分〇〇秒	一九・九三メートルの地点
③2の地点	③1の地点から二八三度一七三分三七秒	〇・六二メートルの地点
③3の地点	③2の地点から三三八度三六分五二秒	一・七二メートルの地点
③4の地点	③3の地点から二八三度一六分二〇秒	〇・六二メートルの地点
③5の地点	③4の地点から三二七度五三分四二秒	一九・九五メートルの地点
③6の地点	③5の地点から一二度三二分五六秒	〇・六二メートルの地点
③7の地点	③6の地点から五七度一八分五三秒	一・七二メートルの地点
③8の地点	③7の地点から一二度三二分三三秒	〇・六二メートルの地点
③9の地点	③8の地点から三二七度五七分〇一秒	一九・九六メートルの地点
④0の地点	③9の地点から二八二度五五分二八秒	〇・六一メートルの地点
④1の地点	④0の地点から三三七度五二分二三秒	一・七五メートルの地点
④2の地点	④1の地点から二八二度五五分二八秒	〇・六一メートルの地点
④3の地点	④2の地点から三二七度五六分四五秒	一九・九六メートルの地点
④4の地点	④3の地点から一三度〇七分四一秒	〇・六一メートルの地点
④5の地点	④4の地点から五八度一三分五二秒	一・七五メートルの地点
④6の地点	④5の地点から一三度〇三分二八秒	〇・六一メートルの地点
④7の地点	④6の地点から三二七度五〇分一六秒	一九・九六メートルの地点

④8の地点	④7の地点から二八二度五二分五八秒	〇・六一メートルの地点
④9の地点	④8の地点から三三八度〇三分一四秒	一・七四メートルの地点
⑤0の地点	④9の地点から二八二度五九分四一秒	〇・六一メートルの地点
⑤1の地点	⑤0の地点から三二八度〇〇分〇七秒	一〇・〇一メートルの地点
⑤2の地点	⑤1の地点から五八度一九分二四秒	六・六九メートルの地点
3 面積	一、四〇三・四八平方メートル	
四 埋立免許の年月日及び番号	1 免許年月日 平成十一年一月六日	
2 免許番号	一〇港A第六三号	
●香川県告示第二百八十号	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。 平成十五年五月二日	
一 指定 番号	坂土指道 第一号	香川県知事 真 鍋 武 紀
二 指定年月日	平成十五年四月二十一日	
三 指定道路の位置	綾歌郡国分寺町新名字北川向六五九―一	
四 指定道路の幅員とその延長	幅員 四・七六メートル 延長 五一・二九メートル	
●香川県告示第二百八十一号	関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所において閲覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。 平成十五年五月二日	
一 指定 番号	善土指道 第三号	香川県知事 真 鍋 武 紀

二 指定年月日 平成十五年四月十八日

三 指定道路の位置 丸亀市山北町字道下九一九一四、九二〇一一、九二〇一一〇、九二〇一一一、九二〇一一五、九二〇一一七並びに同市土器町西八丁目

三三九一二及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・一三メートル、四・三六メートル、五・〇二

メートル、五・〇六メートル及び八・七〇メートル、九・四二メートル

延長 七三・四八メートル

関係の図面は、香川県土木建築課及び香川県善通寺土木事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第二百九十三号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 香川県広報誌等の配布業務 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 随意

四 契約日 平成十五年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 四国新聞販売株式会社 高松市紫雲町八番二〇号

六 契約価格 香川県広報誌等二〇ページ一部あたり一二・四円、二十八ページ一部あたり一二・六円をもって配布単価とし、配布単価に配布世帯を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた額

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部

広聴広報課広報グループ 電話番号〇八七―八三二―三〇一九

●香川県公告第二百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

琴平参宮電鉄株式会社

丸亀市津森町一五八番地一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン丸亀中府ショッピングセンター

丸亀市中府一丁目五番地一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前九時

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後九時

変更後 午後十一時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時十分から午後九時三十分まで

変更後 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

4 変更年月日

平成十五年五月二十日

二 届出年月日

平成十五年四月二十三日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課
丸亀市建設経済部産業課
- 2 縦覧期間
平成十五年五月二日（金曜日）から同年九月二日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十五年九月二日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市建設経済部産業課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇一八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年四月十六日認可した。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
--------	---------

高松市鬼無町土地改良区	単独市費補助土地改良事業佐藤山地地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業日原地区

●香川県公告第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東王田地地区）を行うことについて平成十五年四月十六日同意した。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、観音寺市木之郷町土地改良区の定款の変更を平成十五年四月十八日認可した。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大川郡大内土地改良区の定款の変更を平成十五年四月一日認可した。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営基幹水利施設補修事業内場東部地区）計画を平成十五年四月二十五日定めた。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年五月十五日から、香川町建設課において平成十五年五月八日から二十日間縦覧に供する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）室生大池地区）計画を平成十五年四月二十三日変更した。

その関係書類を池田町産業振興課において平成十五年五月九日から同年五月二十九日まで縦覧に供する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）池田新池地区）計画を平成十五年四月二十三日変更した。

その関係書類を池田町産業振興課において平成十五年五月九日から同年五月二十九日まで縦覧に供する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（機能保全型）菰池地区）の廃止を平成十五年四月二十三日決定した。

その関係書類を高瀬町経済課において平成十五年五月九日から同年五月二十九日まで縦覧に供する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次の基本測量を平成十五年三月三十一日終了した旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類
基本測量（電子基準点測量）
- 二 作業期間
平成十四年五月七日から平成十五年三月三十一日まで
- 三 作業地域
坂出市
小豆郡土庄町

●香川県公告第三百四号

平成十四年香川県公告第二百十八号による香川県都市計画公聴会の開催は、公述の申出がなかったため、これを取り止める。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

開催を取り止める公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成十五年五月九日（金曜日） 午後二時から	丸亀市大手町二―三―一 丸亀市役所別館五階会議室

●香川県公告第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により香川中央都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 都市計画を変更する土地の区域
三・二・二〇一 中津土器線
- 縦覧に供する図面表示のとおり

二 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び丸亀市都市計画課

三 縦覧期間

平成十五年五月二日から同月十六日まで

●香川県公告第三百六号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム等保守管理業務 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 随意

四 契約日 平成十五年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 高松市中野町二九番二号

六 契約金額 五二、九二〇、〇〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課財務システムグループ 電話番号〇八七―八三二―三六三五

●香川県公告第三百七号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十五年五月二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達件名及び数量 香川県財務会計オンラインシステム運用業務 一式

二 調達方法 購入等

三 契約方式 随意

四 契約日 平成十五年四月一日

五 契約者の氏名及び住所 日本電気株式会社四国支社 高松市中野町二九番二号

六 契約金額 三五、七八四、〇〇〇円

七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

八 担当課 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課財務システムグループ 電話番号〇八七―八三二―三六三五

公安委員会公告

●香川県公安委員会公告第二十九号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第一条の規定に基づき次のとおり公示する。

平成十五年五月二日

香川県公安委員会委員長 伊 東 弘 敦

一 実施期日及び場所

実施期日	平成十五年六月九日（月曜日）から同月十三日（金曜日）までの五日間（午前八時三十分から午後五時まで）
実施場所	香川地域職業訓練センター（高松市郷東町五八七番地一） 電話〇八七―八八二―五四六四

二 受講定員、受講対象者等

受講定員	四十名
受講対象者	次のいずれかに該当する者 1 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である

<p>修了考査</p> <p>筆記の方法で、五枝択一式問題四十問により行う。</p>	<p>受講申込書等の提出先及び提出の方法</p> <p>申込みは、香川県警察本部生活安全全部生活安全企画課（高松市番町四丁目一番一〇号香川県警察本部四階）に必要な書類等を直接提出して行うこと。</p>
<p>受講の申込みの期間</p> <p>平成十五年五月十二日（月曜日）から同月二十三日（金曜日）まで。ただし、申込人員が受講定員になり次第申込みの受付を締め切るものとする。</p>	<p>講習業務の委託</p> <p>警備員指導教育責任者講習の実施は、社団法人香川県警備業協会（高松市天神前三番一四号）に委託する。</p>
<p>受講の申込みに必要な書類等</p> <p>1 警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真（提出の前六月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）をはり付けたもの） 二通</p> <p>2 添付書類</p> <p>ア 二の受講対象者の項の1に該当する者 警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>イ 二の受講対象者の項の2に該当する者 検定規則第一条第二項の一級の検定に係る合格証の写し</p> <p>ウ 二の受講対象者の項の3に該当する者 検定規則第一条第二項の二級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p>	<p>五 その他</p> <p>1 受講者は、講習初日の午前八時二十分までに受付を終えること。</p> <p>2 その他詳細については、香川県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備業担当（電話〇八七―八三三―〇一一〇（内線三〇三四））又は社団法人香川県警備業協会（電話〇八七―八六二―九〇三二）に問い合わせること。</p>